

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	4910

No.	項目	内容
①	処分名	農地等の賃貸借の解約等の許可
②	法令名	農地法
③	法令番号	昭和27年法律第229号
④	根拠条項	第18条第1項
⑤	処分権者	京都府知事 ※ただし、京都市の区域内においては京都市長
⑥	法令の定め	(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限) 第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。
⑦	審査基準	○農地法関係事務に係る処理基準 (平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知) ○農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知) ○農地法関係事務処理要領 (平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知)
⑧	経由機関名	農地の所在する各市町村農業委員会
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議期間	—
	当該処分期間	—
⑫	問合せ	経営支援・担い手育成課 農地活用係 (075-414-4902)
⑬	備考	